

令和6年第1回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第32号

令和6年第1回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和6年2月13日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和6年2月27日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

第 13 号議案

多摩市総合オンブズマンの委嘱につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市総合オンブズマンに委嘱したいので、多摩市総合オンブズマン条例（平成 21 年多摩市条例第 47 号）第 9 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

多摩市総合オンブズマン新岡章子氏は、令和 6 年 3 月 31 日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
新岡 章子		年 月 日

第14号議案

多摩市監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市監査委員（識見を有する者のうちから選任する委員）に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月27日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

多摩市監査委員（識見を有する者のうちから選任する委員）込山博氏の任期が令和6年3月31日をもって満了することに伴い、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
小澤 満	東京都多摩市	年 月 日

第15号議案

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月27日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

人権擁護委員の候補者として、染谷秀子氏を法務大臣に推薦するため、本案を提出する。

記

氏名	住所	生年月日
染谷 秀子	多摩市	年 月 日

第16号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年2月27日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更することに伴い、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定に基づき、裏面のとおり本案を提出する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度分及び令和7年度分」に、「令和4年4月1日現在」を「令和6年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和6年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和5年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

第 17 号議案

多摩市総合オンブズマン条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市総合オンブズマン条例の一部を改正する条例

多摩市総合オンブズマン条例（平成 21 年多摩市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「改善」を「改善等」に改める。

第 2 条第 1 号中「、下水道事業管理者」を「（下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」に改める。

第 4 条第 1 項第 4 号中「改善」を「改善等」に改める。

第 9 条第 2 項中「とし、1 期に限り再任することができる」を「とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、再任を妨げない。

第 19 条第 2 項中「改善」を「改善等」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第18号議案

多摩市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年2月27日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市自治基本条例の一部を改正する条例

多摩市自治基本条例（平成16年多摩市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 参画・協働」を「第4章 参画・協働・協創」に、「第3節 参画への支援（第27条）」を「第3節 参画への支援（第27条）」に、「第4節 協創（第28条）」に、「第28条・第29条」を「第29条・第30条」に、「第30条・第31条」を「第31条・第32条」に改める。

第3条に次の1号を加える。

- (6) 協創 多世代にわたる参画及び多分野における協働が創出されることで、誰もがつながり合えるコミュニティが形成され、これが広がりをもつことによって、様々な地域課題の解決が図られるとともに、新たなまちの魅力及び地域の価値が創造されることをいいます。

「第4章 参画・協働」を「第4章 参画・協働・協創」に改める。

第31条を第32条とし、第28条から第30条までを1条ずつ繰り下げ、第4章に次の1節を加える。

第4節 協創

（協創）

第28条 市の執行機関は、協創の実現に向け、多世代にわたる参画及び多分野における協働が創出され、誰もがつながり合えるコミュニティが形成されるよう、必要な環境整備に努めなければなりません。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第 19 号議案

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成 27 年多摩市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(3) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(4) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 2 号中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改める。

第 5 条第 1 項第 2 号中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項第 4 号中「別表第 1」を「別表」に改め、「掲げる事務」の次に「（法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

第20号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年2月27日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年多摩市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「「条例」を「職員旅費条例」に改め、同項ただし書中「条例」を「職員旅費条例」に改める。

第4条第1項中「以下」の次に「これらの日を」を加え、同項中「に在職する者及び」を「にそれぞれ在職する者並びに」に、「1月」を「1か月」に改め、同条第2項中「6月に支給する場合には100分の197.5、12月に支給する場合には100分の212.5」を「多摩市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年多摩市条例第5号。以下「職員給与条例」という。）第17条第2項の表職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の項に定める割合及び職員給与条例第18条第2項の表職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の項に定める割合を合計した割合」に、「6箇月以内」を「6か月以内」に改め、同項の表6箇月の項中「6箇月」を「6か月」に改め、同表5箇月以上6箇月未満の項中「5箇月以上6箇月未満」を「5か月以上6か月未満」に改め、同表3箇月以上5箇月未満の項中「3箇月以上5箇月未満」を「3か月以上5か月未満」に改め、同表3箇月未満の項中「3箇月未満」を「3か月未満」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 1 号議案

常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 7 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和 4 7 年多摩市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（期末手当）

第 3 条 常勤特別職の職員に対しては、給料のほか、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する場合並びにそれぞれの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した場合は、期末手当を支給する。

2 前項に規定する期末手当の額は、基準日に係る支給ごとに、前条に規定する給料の額及び当該額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、多摩市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年多摩市条例第 5 号。以下「職員給与条例」という。）第 1 7 条第 2 項の表職務の級が 5 級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の項に定める割合及び職員給与条例第 1 8 条第 2 項の表職務の級が 5 級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の項に定める割合を合計した割合並びに基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員給与条例第 1 7 条第 3 項に定める割合を乗じて得た額とする。

第 5 条中「多摩市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年多摩市条例第 5 号）」を「職員給与条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 2 号議案

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 7 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 8 年多摩市
条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 投票所の投票管理者の部及び期日前投票所の投票管理者の部中

「
「
18,100円」を「
18,100円
ただし、執務が6時間30分
以内の場合は、9,050円」に改め、
」
」

同表投票所の投票立会人の部及び期日前投票所の投票立会人の部中

「
「
14,700円」を「
14,700円
ただし、執務が6時間30分
以内の場合は、7,350円」に改め
」
」

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 23 号議案

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市
条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 4 項を削り、同条第 5 項を同条第 4 項とする。

第 22 条第 2 項中「額は」の次に「、基準日に係る支給ごとに」を加え、「
に掲げる」を削り、「に適用する」を「の項に定める」に改め、同条の次に次
の 1 条を加える。

（勤勉手当）

第 22 条の 2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規
則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、その者の勤務成績に応じ
て、それぞれ基準日の属する会計年度の規則で定める日に支給する。

2 勤勉手当の額は、基準日に係る支給ごとに、別表に定める報酬額及び第 1
8 条第 2 項の規定による加算額の合計額又は加算後報酬額を基礎として規則
で定める額に、規則で定める基準に従って任命権者が定める支給割合を乗じ
て得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、任命権者ごと
に、この項前段の規則で定める額に、給与条例第 18 条第 2 項の表職務の級
が 1 級から 3 級までのいずれかである職員（定年前再任用短時間勤務職員を
除く。）の項に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 育児休業をしている会計年度任用職員については、規則で定めるところに
より勤勉手当を支給する。

4 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例に
よる。

第 2 4 条第 2 項ただし書中「第 1 8 条第 4 項の能率報酬及び」を削る。

第 2 5 条中「に規定する能率報酬、同条第 5 項」を削る。

別表中「第 2 1 条、第 2 2 条」を「第 2 1 条—第 2 2 条の 2」に改め、同表
専門スタッフの部中

「

業務専任職員	月額	209,100円
--------	----	----------

を

」

「

業務専任職員	月額	(30時間) 209,100円
		(22.5時間) 156,825円

に

」

改め、同部国民健康保険税収納推進員の項中「国民健康保険税収納推進員」を
「収納推進員」に、「175,100円」を「178,230円」に改め、同
部障害福祉相談員の項の次に次のように加える。

主任発達支援担当相談員	月額	269,440円
-------------	----	----------

別表専門スタッフの部副校長補佐の項中「194,400円」を「125,
900円」に改め、同表補助スタッフの部事務補助員の項中「1,177円」
を「1,236円」に改め、同部保育等補助員の項中「1,210円」を「1,
236円」に改め、同部保育園調理補助員の項中「1,180円」を「1,
236円」に改め、同部栄養士Aの項中「1,455円」を「1,528円」
に改め、同部文化財調査員Bの項中「1,213円」を「1,236円」に改
め、同部市立図書館奉仕員Bの項中「1,180円」を「1,236円」に改
め、同部学校図書館司書の項中「1,223円」を「1,236円」に改め、
同部短期事務補助員の項中「1,113円」を「1,169円」に改め、同部
軽作業員の項中「1,132円」を「1,169円」に改め、同部保育士の項
中「1,155円」を「1,169円」に改め、同部短期保育補助員の項中「
1,119円」を「1,169円」に改め、同部栄養士Bの項中「1,340
円」を「1,407円」に改め、同部中

「

短期学校非常勤講師

備考3による額

を

」

「

短期学校非常勤講師
エデュケーション・アシスタ ント

備考3による額
1,570円

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後に、この条例による改正前の多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の規定により支払われるべき報酬の支給については、なお従前の例による。

第 2 4 号議案

多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 7 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例

多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和 3 年多摩市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 1 7 3 条第 1 項第 1 号」を「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 25 号議案

多摩市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市企業立地促進条例の一部を改正する条例

多摩市企業立地促進条例（平成 14 年多摩市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 26 号議案

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年多摩市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 35 条第 3 項中「同条第 1 号又は第 2 号」を「同号又は同条第 2 号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第 36 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加える。

第 53 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 27 号議案

多摩市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例

多摩市子ども・子育て会議設置条例（平成 25 年多摩市条例第 39 号）の一
部を次のように改正する。

第 9 条中「子ども青少年部子育て支援課」を「子ども青少年部」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第28号議案

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年2月27日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険税条例（昭和27年多摩市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.59」を「100分の5.81」に改める。

第5条中「2万8,200円」を「2万9,300円」に改める。

第6条中「100分の1.82」を「100分の1.89」に改める。

第7条中「1万1,600円」を「1万2,000円」に改める。

第8条中「100分の1.62」を「100分の1.68」に改める。

第9条中「1万1,800円」を「1万2,200円」に改める。

第21条第1項第1号ア中「1万9,740円」を「2万510円」に改め、
同号イ中「8,120円」を「8,400円」に改め、同号ウ中「8,260円」
を「8,540円」に改め、同項第2号ア中「1万4,100円」を「1万4,
650円」に改め、同号イ中「5,800円」を「6,000円」に改め、
同号ウ中「5,900円」を「6,100円」に改め、同項第3号ア中「5,
640円」を「5,860円」に改め、同号イ中「2,320円」を「2,
400円」に改め、同号ウ中「2,360円」を「2,440円」に改め、
同条第2項第1号ア中「4,230円」を「4,395円」に改め、同号イ中
「7,050円」を「7,325円」に改め、同号ウ中「1万1,280円」
を「1万1,720円」に改め、同号エ中「1万4,100円」を「1万4,
650円」に改め、同項第2号ア中「1,740円」を「1,800円」に改め、
同号イ中「2,900円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「4,640円」
を「4,800円」に改め、同号エ中「5,800円」を「6,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の多摩市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第29号議案

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年2月27日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市介護保険条例の一部を改正する条例

多摩市介護保険条例（平成12年多摩市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「28,000円」を「29,300円」に改め、同項第2号中「37,400円」を「38,300円」に改め、同項第3号中「46,100円」を「48,100円」に改め、同項第4号中「53,000円」を「59,300円」に改め、同項第5号中「62,400円」を「69,800円」に改め、同項第6号中「69,800円」を「78,100円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第7号中「79,800円」を「89,300円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第8号中「87,300円」を「97,700円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第9号中「102,900円」を「118,600円」に改め、同号ア中「400万円未満」を「420万円未満」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第10号中「121,600円」を「143,000円」に改め、同号ア中「400万円以上500万円未満」を「420万円以上520万円未満」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第11号中「140,400円」を「164,000円」に改め、同号ア中「500万円以上600万円未満」を「520万円以上620万円未満」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第12号中「156,000円」を「174,500円」に改め、同号ア中「600万円以上800万円未満」を「620

万円以上720万円未満」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第17号中「234,000円」を「279,200円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号中「218,400円」を「254,700円」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号中「202,800円」を「233,800円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第14号中「187,200円」を「216,300円」に改め、同号イ中「第16号イ」を「第17号イ」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号中「171,600円」を「198,900円」に改め、同号イ中「第15号イ又は第16号イ」を「第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 181,400円

ア 合計所得金額が720万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第14条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「15,600円」を「17,400円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「15,600円」を「17,400円」に、「21,800円」を「24,400円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「15,600円」を「17,400円」に、「43,000円」を「47,800円」に改める。

第16条第3項中「若しくは第16号イ」を「、第16号イ若しくは第17号イ」に、「第14条第1項第6号から第16号まで」を「第14条第1項第6号から第17号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第14条及び第16条第3項の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第30号議案

多摩市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年2月27日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例

多摩市指定地域密着型サービス基準条例（平成28年多摩市条例第19号）
の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「1人」を「一人」に改め、同条第5項中第11号を削り、
第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型
訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」
に、「施設」を「敷地」に改め、同条第9項から第11項までの規定中「1人」
を「一人」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに
準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁
的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては
認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報
処理の用に供されるものをいう。第230条第1項において同じ。）に係る記
録媒体をいう。）」に改める。

第14条中「第16条第9号」を「第16条第11号」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次
の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用
者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合
を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘
束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条第2号中「1月」を「一月」に改め、同条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条第3項及び第7項中「1人」を「一人」に改める。

第62条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第67条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2

号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第77条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第67条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第78条の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第81条第2項中「1人」を「一人」に改める。

第82条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第88条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第95条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第88条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第98条第2項及び第6項中「1人」を「一人」に改める。

第99条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第102条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第

8条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第103条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削り、「又は」の次に「共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、」を加える。

第105条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第106条第1項中「及び次条」を削る。

第108条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第105条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第111条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削り、同条第7項中「1人」を「一人」に改める。

第112条第1項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第219条第2項」を「第219条第3項」に改める。

第115条第2項第2号ア中「1人」を「一人」に改め、同号アただし書中

「2人」を「二人」に改める。

第121条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第134条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第134条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第135条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第136条中「2月」を「二月」に改める。

第139条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第141条第3項中「1人」を「一人」に改め、同項ただし書中「2人」を「二人」に改める。

第149条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第153条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機

関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第155条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第156条中「及び第133条」を「、第133条及び第134条の2」に、「2月」を「二月」に改める。

第158条第3項及び第4項中「1人」を「一人」に改め、同条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

- (1) 第176条において準用する第134条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

- ア 利用者の安全及びケアの質の確保
- イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
- ウ 緊急時の体制整備
- エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
- オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第159条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第160条第4項第1号ア中「1人」を「一人」に改め、同号アただし書中「2人」を「二人」に改める。

第174条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能

となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第175条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第176条中「及び第128条」を「、第128条及び第134条の2」に、「2月」を「二月」に改める。

第178条第6項及び第7項中「1人」を「一人」に改め、同条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第179条第1項第1号ア中「1人」を「一人」に改め、同号アただし書中「2人」を「二人」に改め、同号イ中「1人」を「一人」に改め、同項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第186条第7項中「1人」を「一人」に改める。

第192条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第193条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第194条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第199条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととすることができる。

第199条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人

福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第199条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第203条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第204条中「及び第75条第1項から第4項まで」を「、第75条第1項から第4項まで及び第134条の2」に、「2月」を「二月」に改める。

第207条第1項第1号ア(7)中「1人」を「一人」に改め、同号ア(7)ただし書中「2人」を「二人」に改める。

第210条第8項中「1人」を「一人」に改める。

第214条第2項第1号及び第2号中「1人」を「一人」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第216条中「第75条第1項から第4項まで」の次に「、第134条の2」を加え、「2月」を「二月」に改める。

第218条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第8項中「2人」を「二人」に改める。

第219条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第222条第2項第2号ア中「1人」を「一人」に改め、同号アただし書中

「2人」を「二人」に改め、同号イただし書中「1人」を「一人」に改める。

第224条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第228条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第229条中「及び第134条」を「、第134条及び第134の2」に、「2月」を「二月」に改める。

第230条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第34条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の多摩市指定地域密着型サービス基準条例（以下「新条例」という。）第121条第7号及び第224条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第134条の2（新条例第156条、第176条、第204条、第216条及び第2

29条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第199条第1項(新条例第216条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

第 3 1 号議案

多摩市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 7 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例

多摩市指定地域密着型介護予防サービス基準条例（平成 2 8 年多摩市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項及び第 6 項中「1 人」を「一人」に改める。

第 6 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 4 4 条第 6 項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）第 2 6 条の規定による改正前の法第 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第 1 0 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 1 1 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 9 0 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 3 2 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削り、同条第7項中「1人」を「一人」に改める。

第45条第1項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。））、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第

37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。))を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第48条第2項第2号ア中「1人」を「一人」改め、同号アただし書中「2人」を「二人」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第62条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第62条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第63条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第64条中「2月」を「二月」に改める。

第71条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模

多機能型居宅介護事業所」を削る。

第73条第2項中「第82条」を「第81条」に改め、同条第3項中「1人」を「一人」に改め、同項ただし書中「2人」を「二人」に改める。

第78条中「若しくは」を「又は」に改め、同条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第82条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第84条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第85条中「及び第61条」を「、第61条及び第62条の2」に、「2月」

を「二月」に改める。

第90条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第32条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の多摩市指定地域密着型介護予防サービス基準条例（以下「新条例」という。）第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第62条の2（新条例第85条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

第 3 2 号議案

多摩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 7 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

多摩市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成
3 0 年多摩市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援セ
ンター」という。）」を加える。

第 5 条第 2 項中「利用者の数が 3 5」を「利用者の数（当該指定居宅介護支
援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 1 1 5 条の
2 3 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支
援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予
防支援（法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及
び第 1 6 条第 3 2 号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所にお
ける指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の
利用者の数に 3 分の 1 を乗じて得た数を加えた数。次項において同じ。）が 4
4」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民
健康保険中央会（昭和 3 4 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という
名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事
業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居
宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、
事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用
者の数が 4 9 又はその端数を増すごとに 1 とする。

第 6 条第 3 項第 2 号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第31号を同条第33号とし、同条第30号中「規定により、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第32号とし、同条第18号から同条第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第3号から第12号まで」を「第5号から第14号まで」に、「第13号」を「第15号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第16号を同条第18号とし、同条第15号中「第13号」を「第15号」に改め、同号ア中「1月」

を「一月」に改め、「利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イ中「1月」を「一月」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも二月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条中第15号を第17号とし、第3号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第1号中「第16条第13号」を「第16条第15号」に改め、同項第2号イ中「第16条第7号」を「第16条第9号」に改め、同号ウ中「第16条第9号」を「第16条第11号」に改め、同号エ中「第16条第15号」を「第16条第17号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」

を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「第16条第28号」を「第16条第30号」に改め、「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第25条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

第 3 3 号議案

多摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 7 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 2 7 年多摩市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、「1 人以上」を「1 以上」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 6 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合に

については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同条第3項中「職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「に係る」を「について前条第1項の」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「規定」の次に「（第33条第33号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載

しなければならない。

第25条第3項中「第33条第9号」を「第33条第11号」に改める。

第31条第2項第1号中「第33条第14号」を「第33条第16号」に改め、同項第2号イ中「第33条第7号」を「第33条第9号」に改め、同号ウ中「第33条第9号」を「第33条第11号」に改め、同号エ中「第33条第14号」を「第33条第16号」に改め、同号オ中「第33条第16号に規定する」を「第33条第18号の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第33条第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条中第30号を第32号とし、第23号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第22号中「第24号」を「第26号」に改め、同号を同条第24号とし、同条第21号を同条第23号とし、同条第20号を同条第22号とし、同条第19号中「第3号から第13号まで」を「第5号から第15号まで」に、「第14号」を「第16号」に改め、同号を同条第21号とし、同条第18号を同条第20号とし、同条第17号中「ア、イ及びウ」を「アからオまで」に改め、同号アを次のように改める。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

第33条第17号ウ中「1月」を「一月」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条中第17号を第19号とし、第14号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同条第13号中「1月」を「一月」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第3号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条に次の1号を加える。

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第35条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第36条第1項中「第33条第28号」を「第33条第30号」に改め、「(電子的方式、磁气的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第24条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

第 3 4 号議案

多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 7 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市営住宅条例の一部を改正する条例

多摩市営住宅条例（平成 9 年多摩市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 8 号ア中「第 3 条第 3 項第 3 号」及び「第 5 条」の次に「（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第 1 0 条第 1 項」の次に「又は第 1 0 条の 2（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 35 号議案

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正
する条例

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年多摩市条例第
3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の部 2 の款アの項中「1, 500 円」を「2, 250 円」に、
「750 円」を「1, 250 円」に改め、同款イの項中「収集、運搬及び」を
削り、「39 円」を「35 円」に改め、同款ウの項中「27 円」を「35 円」
に改め、同款エの項中「20 円」を「30 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

第 36 号議案

多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 27 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 28 年多摩
市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「職員」の次に「（管理者が指定する者を除く。次項におい
て同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。